



鳥取県公報

平成17年12月9日(金)
号外第196号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則 (119) (医務薬事課)	2
告 示	鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則に規定する知事が指定する病院 (920) (＃)	17

———公布された規則のあらまし———

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の新設について

1 規則の新設理由

県内における医師の確保を図るため、鳥取大学（以下「大学」という。）において医学を専攻する者で、将来県内の病院等において医師の業務に従事しようとするものに対し、修学上必要な資金（以下「奨学金」という。）を貸し付ける医師養成確保奨学金制度を創設する。

2 規則の概要

医師養成確保奨学金制度について必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 奨学金の借受者の資格	大学の医学を履修する課程に入学（地域枠推薦入学に限る。）し、同課程に在学している者であること。 将来県内の病院等において医師の業務に従事しようとする者であること。 他から同種類の奨学金の貸与又は給与を受けていない者であること。
(2) 奨学金の額等	奨学金の額 月額12万円 貸付期間 大学に入学した日の属する月から大学を卒業する日の属する月まで 貸付金の総額の限度 72月分 貸付方法 原則として、毎年度、前期及び後期の2回（それぞれ6月分ずつを貸付け） 貸付利率 無利子 連帯保証人及び保証人 各1人
(3) 貸付申請	貸付けを受けようとする者は、申請書に誓約書等を添えて知事に提出しなければならない。
(4) 貸付決定	知事は、奨学金を貸し付けるべきものと認めるときは、貸付けの決定を行い、申請者に対してその旨通知する。
(5) 貸付けの終了	知事は、貸付期間が終了したとき、又は貸付金の総額が72月分に達したときは、奨学金の貸付けを終了し、申請者に対してその旨通知する。
(6) 貸付けの打ち切り及び休止	知事は、奨学生の退学等奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったときは、奨学金の貸付けを打ち切る。 知事は、奨学生の休学期間又は停学期間については、奨学金の貸付けを休止する。

	又は の場合、知事は、奨学生及び連帯保証人並びに保証人に対してその旨通知する。
(7) 借用証書の提出	奨学生は、貸付けが終了したとき、又は貸付けを打ち切られたときは、直ちに借用証書を知事に提出しなければならない。
(8) 貸付金の返還	奨学生は、貸付けを打ち切られたとき等においては、1月以内に貸付金の全額を一括返還しなければならない。
(9) 返還の免除	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の定めるところによる。
(10) 返還の債務の履行猶予	知事は、奨学生が貸付金の打切り後も引き続き大学に在学しているとき等理由があると認めるときは、貸付金の返還の債務の履行を猶予することができる。
(11) 施行期日等	この規則は、平成18年4月1日から施行する。 奨学金の貸付けの申請等の手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

3 参考

医師養成確保奨学金の返還に係る債務の免除の条件及び範囲（貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例）

免 除 の 条 件	免除の範囲
鳥取大学を卒業した日の属する年度の翌年度から起算して1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに医師法に規定する臨床研修を受け、当該研修を修了した日から起算して奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）内に、病院等において常勤医師としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間以上通算して従事したとき。	債務の全部
の業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	
に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部

規 則

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則をここに公布する。

平成17年12月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第119号

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人鳥取大学（以下「大学」という。）において医学を専攻する者で、将来県内の病院等（県内の病院（知事が指定するものに限る。）又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所をいう。以下同じ。）において医師の業務に従事しようとするものに対し、修学上必要な資金（以下「奨学金」という。）を貸し付けることにより、県内における医師の確保を図ることを目的とする。

（奨学金の借受者の資格）

第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。

- （1）大学の医学を履修する課程に入学（県内における地域医療を志す者が入学する地域枠推薦入学に限る。）し、同課程に在学している者であること。
- （2）将来県内の病院等において医師の業務に従事しようとする者であること。
- （3）他から同種類の奨学金の貸与又は給与を受けていない者であること。

（奨学金の額等）

第3条 奨学金の額は、月額12万円とする。

- 2 奨学金の貸付期間は、大学に入学した日の属する月から大学を卒業する日の属する月までとする。ただし、貸付金の総額は、72月分を限度とする。
- 3 奨学金は、毎年度、前期及び後期の2回、それぞれ6月分ずつ貸し付ける。ただし、知事が必要と認めるときは、6月分以下に分けて、又は6月分以上をまとめて貸し付けることができる。
- 4 奨学金は、無利子とする。

（連帯保証人等）

第4条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人及び保証人を立てなければならない。

- 2 前項の連帯保証人及び保証人は、各1人とし、連帯保証人は、奨学金の貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には親権者又は後見人、成年者である場合には父母兄弟又はこれに代わる者でなければならない。
- （貸付申請）

第5条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、奨学金貸付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- （1）誓約書（様式第2号）
- （2）第2条第1号に定める資格を証する書面
- （3）その他知事が必要と認める書類

（貸付けの決定及び通知）

第6条 知事は、前条の奨学金貸付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨学金を貸し付けるべきものと認めるときは、貸付けの決定を行い、申請者に対してその旨を通知するものとする。

（貸付けの終了）

第7条 知事は、貸付期間が終了したとき、又は貸付金の総額が通算して72月分に達したときは、これらに該当することとなった月をもって奨学金の貸付けを終了し、申請者に対してその旨を通知するものとする。

（貸付けの打ち切り及び休止）

第8条 知事は、第6条の規定による通知を受けた者（以下「奨学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、該当することとなった日の属する月の翌月分から奨学金の貸付けを打ち切るものとする。この場合において、打ち切りの属する月の翌月以降の月分として既に貸し付けた奨学金があるときは、直ちにこれを返還させるものとする。

- （1）退学（転学部、転学科を含む。）したとき、又は除籍となったとき。
- （2）学業成績又は性行が著しく不良となったとき。
- （3）死亡したとき。
- （4）その他奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められたとき。

- 2 奨学生が30日以上休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から、当該休学又は停学の期間に相当するものとして知事が指定する期間内の月の分の奨学金の貸付

けを休止する。この場合において、当該期間内の月の分として既に貸し付けられた奨学金があるときは、その奨学金は、当該期間の満了する月の翌以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。

- 3 知事は、第1項の規定により貸付けを打ち切ったとき、又は前項の規定により貸付けを休止したときは、奨学生並びにその連帯保証人及び保証人に対してその旨を通知するものとする。

(奨学金借用証書の提出)

第9条 奨学生(奨学生が死亡したときは、その連帯保証人)は、奨学金の貸付けが終了したとき、又は奨学金の貸付けを打ち切られたときは、直ちに奨学金借用証書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(貸付金の返還)

第10条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなった日から1月以内に貸付金の全額を一括返還しなければならない。

- (1) 第8条第1項の規定により奨学金の貸付けを打ち切られたとき。
- (2) 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の末日から起算して1年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間)以内に医師免許(医師法(昭和23年法律第201号)第2条に規定する免許をいう。以下同じ。)を取得しなかったとき。
- (3) 医師免許を取得した後、直ちに臨床研修(医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)を受けなかったとき、又は臨床研修を修了する見込みがなくなったと認められるとき。
- (4) 臨床研修を修了した日から起算して奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間)内に、病院等において常勤医師(当該病院等において定める医師の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。)としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間以上通算して従事しなかったとき、又は従事する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還の免除)

第11条 奨学金の返還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和44年鳥取県条例第35号。以下「条例」という。)の定めるところによる。

- 2 条例の規定による返還の債務の免除を受けようとする者は、奨学金返還免除申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の奨学金返還免除申請書の提出があったときは、その内容を審査し、審査の結果返還の債務の免除を決定したときは、申請者に対してその旨を通知するものとする。

(返還の債務の履行猶予)

第12条 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 奨学金の貸付けを打ち切られた後も引き続き大学に在学しているとき。
 - (2) 災害、疾病その他やむを得ない理由により、貸付金の返還が困難となったとき。
 - (3) その他特に理由があると知事が認めるとき。
- 2 前項の規定による返還の債務の履行の猶予を受けようとする奨学生は、奨学金返還猶予申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。
 - 3 知事は、前項の奨学金返還猶予申請書の提出があったときは、その内容を審査し、審査の結果返還の債務の履行の猶予を決定したときは、申請者に対してその旨を通知するものとする。

(延滞金)

第13条 奨学生は、正当な理由がなく貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その返還すべき貸付金の金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。

(届出)

第14条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなけれ

ばならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。 氏名(住所)変更届(様式第6号)
- (2) 休学したとき。 休学届(様式第7号)
- (3) 停学又は除籍の処分を受けたとき。 停学(除籍)届(様式第8号)
- (4) 復学したとき。 復学届(様式第9号)
- (5) 退学したとき、又は転学部若しくは転学科したとき。 退学(転学部、転学科)届(様式第10号)
- (6) 大学を卒業したとき。 卒業届(様式第11号)
- (7) 医師免許を取得したとき。 免許取得届(様式第12号)
- (8) 臨床研修(初期研修)を開始したとき。 臨床研修(初期研修)開始届(様式第13号)
- (9) 臨床研修(初期研修)を修了したとき。 臨床研修(初期研修)修了届(様式第14号)
- (10) 病院等において医師の業務に従事したとき(就業場所を変更した場合を含む。)。 就業届(様式第15号)
- (11) 就業場所を退職したとき。 就業場所退職届(様式第16号)
- (12) 医師の業務を廃止したとき。 業務廃止届(様式第17号)
- (13) 連帯保証人又は保証人がその氏名又は住所を変更したとき。 連帯保証人(保証人)氏名(住所)変更届(様式第18号)

2 連帯保証人は、奨学生が死亡したときは、死亡届(様式第19号)を知事に提出しなければならない。

3 奨学生は、連帯保証人若しくは保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定等連帯保証人若しくは保証人として適当でない理由が生じたときは、新たに連帯保証人又は保証人を立て、連帯保証人(保証人)変更届(様式第20号)を知事に提出しなければならない。

(委任)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第5条の規定による奨学金の貸付けの申請並びに第6条の規定による奨学金の貸付けの決定及び通知並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

様式第1号(第5条関係)

奨学金貸付申請書

職 氏 名 様

奨学金の貸付けを受けたいので、連帯保証人及び保証人となる者と連署し、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号

住 所

氏 名



電話番号

貸付希望期間	年 月分	から	年 月分	まで
--------	------	----	------	----

上記の申請に同意し、申請者が奨学金の貸付けを受けたときは保証人となり連帯して債務を負担します。

連帯保証人 住所
氏名 印
本人との関係

上記の申請に同意し、申請者が奨学金の貸付けを受けたときは保証人となり債務を保証します。

保証人 住所
氏名 印
本人との関係

様式第2号 (第5条関係)

誓約書

職 氏 名 様

奨学生として決定された上は、鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則を堅く守り、学業に励むとともに、卒業後は鳥取県の地域医療に貢献することを誓います。

年 月 日

住所
氏名 印
年 月 日生

様式第3号 (第9条関係)

収 入
印 紙

奨学金借用証書

職 氏 名 様

借用金額
金 円也

私は、奨学生として上記の額の奨学金の貸付けを受けました。ついては、鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の規定に従い、滞りなく返還します。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名 印
電話番号

私は、 が奨学生として奨学金の貸付けを受けましたので、上記の返還の債務を本人と連帯して負

担します。

連帯保証人 郵便番号
 住 所
 氏 名 ⑩
 電話番号

私は、上記の奨学生及び連帯保証人が奨学金返還債務の履行を怠ったときは、当該債務を履行します。

保証人 郵便番号
 住 所
 氏 名 ⑩
 電話番号

様式第4号(第11条関係)

奨学金返還免除申請書

職 氏 名 様

奨学金の返還に係る債務の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

奨学生 郵便番号
 住 所
 氏 名 ⑩
 電話番号

連帯保証人 郵便番号
 住 所
 氏 名 ⑩
 電話番号

保証人 郵便番号
 住 所
 氏 名 ⑩
 電話番号

決 定 番 号	第 号
借 受 期 間	年 月から 年 月まで
借 受 総 額	円
返還免除希望額	円

理 由

様式第5号(第12条関係)

奨学金返還猶予申請書

職 氏 名 様

奨学金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

奨学生 郵便番号

住 所

氏 名

印

電話番号

連帯保証人 郵便番号

住 所

氏 名

印

電話番号

保証人 郵便番号

住 所

氏 名

印

電話番号

決 定 番 号	第 号
借 受 額	円
希望の返還猶予期間	年 月から 年 月まで
理 由	

様式第6号(第14条関係)

氏名(住所)変更届

職 氏 名 様

氏名(住所)を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 決定番号 第 号
 郵便番号
 住 所
 氏 名
 電話番号

新	郵便番号	
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
旧	郵便番号	
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

様式第7号 (第14条関係)

休学届

職 氏 名 様

大学を休学しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
 住 所
 氏 名
 電話番号



決 定 番 号	第 号
学 年	第 学年
休 学 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
理 由	

様式第8号 (第14条関係)

停学 (除籍) 届

職 氏 名 様

大学を停学 (除籍) となりましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

印

決 定 番 号	第 号
学 年	第 学年
停学、除籍の区 分 (いずれかに をしてくださ い。)	除籍 (除籍年月日: 年 月 日)
	停 学 (年 月 日から 年 月 日まで)
理 由	

様式第9号 (第14条関係)

復学届

職 氏 名 様

大学に復学しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

決 定 番 号	第 号
学 年	第 学年
復 学 年 月 日	年 月 日
休学開始年月日	年 月 日

添付書類 大学の長が発行する復学証明書

様式第10号 (第14条関係)

退学 (転学部、転学科) 届

職 氏 名 様

大学を退学（転学部、転学科）しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号

住 所

氏 名

㊟

電話番号

決 定 番 号	第 号
退学(転学部、転学科) 時の学年	第 学年
退学(転学部、転学科) 年月日	年 月 日

様式第11号（第14条関係）

卒業届

職 氏 名 様

大学を卒業しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

決 定 番 号	第 号
卒 業 年 月 日	年 月 日

添付書類 大学の長が発行する卒業証明書の写し又は卒業証書の写し

様式第12号（第14条関係）

免許取得届

職 氏 名 様

医師の免許を取得しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

決 定 番 号	第 号
免 許	登録年月日 年 月 日
	登録番号

添付書類 医師の免許証の写し又は医師の免許登録済証明書の写し

様式第13号 (第14条関係)

臨床研修 (初期研修) 開始届

職 氏 名 様

臨床研修 (初期研修) を開始しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

決 定 番 号	第 号
免 許	登録年月日 年 月 日
	登録番号
開 始 年 月 日	年 月 日
臨床研修施設	名 称
	所在地

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

研修施設名

研修施設代表者氏名



様式第14号 (第14条関係)

臨床研修 (初期研修) 修了届

職 氏 名 様

臨床研修 (初期研修) を修了しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

決 定 番 号		第 号
免 許	登 録 年 月 日	年 月 日
	登 録 番 号	
修 了 年 月 日		年 月 日
臨 床 研 修 施 設	名 称	
	所 在 地	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

研修施設名

研修施設代表者氏名

印

様式第15号 (第14条関係)

就業届

職 氏 名 様

医師として就業しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

決 定 番 号		第 号
免 許	登 録 年 月 日	年 月 日
	登 録 番 号	
就 業 年 月 日		年 月 日
就 業 施 設	名 称	
	所 在 地	

上記のとおり就業していることを証明します。

年 月 日

就業施設名

雇用主氏名



様式第16号 (第14条関係)

就業場所退職届

職 氏 名 様

就業場所を退職しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

決 定 番 号		第 号
退 職 年 月 日		年 月 日
就 業 期 間		年 月 日 ~ 年 月 日
就業していた施設	名 称	
	所 在 地	

上記のとおり就業していたことを証明します。

年 月 日

就業施設名
雇入主氏名



様式第17号 (第14条関係)

業務廃止届

職 氏 名 様

医師としての業務を廃止しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号



決 定 番 号	第 号
業務廃止前に就業していた施設	名 称
	所在地

様式第18号 (第14条関係)

連帯保証人 (保証人) 氏名 (住所) 変更届

職 氏 名 様

連帯保証人 (保証人) が氏名 (住所) を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 決定番号 第 号
郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

新	郵便番号	
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
旧	郵便番号	
	住 所	

氏 名	
電話番号	

様式第19号 (第14条関係)

死亡届

職 氏 名 様

奨学生が死亡しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

連帯保証人 郵便番号

住 所

氏 名



電話番号

氏 名	
決定番号	第 号
就業の場所	
死亡年月日	年 月 日

添付書類 奨学生の死亡を証する書類

様式第20号 (第14条関係)

連帯保証人 (保証人) 変更届

職 氏 名 様

連帯保証人 (保証人) を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 決定番号 第 号

郵便番号

住 所

氏 名



電話番号

旧連帯保証人 (旧保証人)	住 所	
	氏 名	

新連帯保証人 (新保証人)	郵便番号	
	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	
新連帯保証人(新保証人)と 本人との続柄		
変 更 年 月 日	年 月 日	

奨学金の返還の債務を本人と連帯して負担します。

連帯保証人 氏名 ㊟

上記本人及び連帯保証人が奨学金返還債務の履行を怠ったときは、当該債務を履行します。

保証人 氏名 ㊟

告 示

鳥取県告示第920号

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則（平成17年鳥取県規則第119号）第1条に規定する知事が指定する病院を次のとおり定める。

平成17年12月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 県内の普通地方公共団体又は地方公共団体の組合が設立する病院

名 称	所 在 地
鳥取県立中央病院	鳥取市江津730
鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町150
鳥取県立総合療育センター	米子市上福原七丁目13 - 3
鳥取市立病院	鳥取市的場一丁目1
岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富1029 - 2
国民健康保険智頭病院	八頭郡智頭町大字智頭1875
南部町国民健康保険西伯病院	西伯郡南部町倭397
日野病院	日野郡日野町野田332

日南町国民健康保険日南病院

日野郡日南町生山511 - 7

- 2 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、独立行政法人労働者健康福祉機構又は独立行政法人国立病院機構が設立する病院

名 称	所 在 地
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町117
鳥取県済生会境港総合病院	境港市米川町44
独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院	米子市皆生新田一丁目 8 - 1
独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	鳥取市三津876
独立行政法人国立病院機構米子医療センター	米子市車尾四丁目17 - 1

- 3 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定に基づく救急病院の認定を受けている病院（1及び2に掲げるもの並びに国立大学法人鳥取大学附属病院を除く。）

名 称	所 在 地
鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町252
医療法人里仁会北岡病院	倉吉市明治町1031 - 5
医療法人共済会清水病院	倉吉市宮川町129
医療法人十字会野島病院	倉吉市瀬崎町2714 - 1
医療法人仁厚会藤井政雄記念病院	倉吉市山根43 - 1
医療法人厚生会米子中海病院	米子市彦名町1250
医療法人同愛会博愛病院	米子市両三柳1880
医療法人育成会高島病院	米子市西町 6
新田外科胃腸科病院	米子市中島二丁目 1 - 46
医療法人元町病院	境港市上道町1895 - 1

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。